

第 15 回関西障害学生支援担当者懇談会

分科会報告

日時：2015年9月1日（火） 14：00～15：50

場所：キャンパスプラザ京都

A. 管理職分科会

管理職および管理職に相当する職にある人（学生対応・学内組織の対応を行うコーディネーター含む）が参加した。

はじめに、各大学における「障がいのある学生支援の体制」について取り上げ、情報共有した。今回参加した大学においては、概ね整備されているといえるが、大学の規模や性格によって、支援体制のあり方やシステムは様々であった。特に、関連リソースの役割分担や人員配置のあり方、支援の対象範囲などは大学ごとに異なる点が多かった。

特徴的な取り組みとしては、「介護保険」の仕組みを応用して全学的な支援を実施している大学があった。支援を希望する学生の主訴と大学が実施する支援に合理性があるどうか、各専攻より選出された学生支援委員で審査する。支援開始後、中間評価（学生が支援を受けてよかったかを振り返る機会）も設定しているという。

また、別の大学では、「支援を受けていたある学生が上級生になるとピア・サポーターとして支援する立場になり卒業した」という好事例をふまえ、個別支援から集団支援へのフレームワークづくりに取り組んでいるところもあった。

次に、2016年4月の障害者差別解消法施行に向けた課題を情報共有した。（資料配付）
国立大学においては義務となる「対応要領」については、現在作成中の段階という大学が多かった（完成の見通しは立っているように見受けられた）。

私立大学でガイドラインを作成中という参加者は、学内の管理職会議等において皆を巻き込むことに心を砕いている、ということであった。支援を適切に進めることを目的とすると同時に、教職員が安心して支援に関わることができる状況を作り出すためにも、何らかの指針は必要では無いだろうか。

管理職分科会ならではの話題として、予算要求の話、障がい学生支援に関わる教職員の人数・配置等もあげられた。どの大学も、現時点では十分な状況とはいえず、大学全体の組織運営のなかで、障がい学生支援を広めていくことに課題を感じているようであった。

また、具体的な支援の話題としては、発達障害に関する話題が多かった。例えば、発達障害が疑われる「グレーゾーン」の学生への対応にどの大学も苦慮するところであるが、支援を受けている発達障害の学生の声として「自ら支援を求めている学生への支援・理解も不十分と感じるのに、グレーゾーンの学生のほうが注視されるのか」と率直に不平を述べる学生もいることが報告された。

昔に比べれば身体に障がいのある学生への支援は充実してきたといわれる。しかし、時代やニーズも変わり、今行っている支援で完成ということではなく常に見直しが必要である。また、「合理的配慮」の実施が「障がい学生支援のゴール」でもない。各大学の負担のない範囲で少しずつ積み上げればよい、という意見もあった。

以上

B. 実務担当者分科会「支援学生の活用（発達障害のある学生支援等）（1）」

本分科会では、教員、職員（学生支援部門、通信教育部）、障がい学生支援担当者により、支援学生の活用（発達障害のある学生支援等）について情報・意見交換、さらに、今後の改善策や対応について議論を行った。その中でも、以下の4点が話題の中心となった。

1. 児童相談から大学特有の発達障害の対応について

市町村では0～18歳を対象として発達障害児・学生に対する支援体制づくりが強化され、養育上の問題にも支援がかなり充実してきたといえる。一方、関連部署と連携するための必要書類を作成しなければならず、小・中学校の教職員の事務作業が大幅に増え、現場が疲弊している傾向にあり、支援も地域によって差が大きい。高校になると、地域から引き継がれる情報は半分以下になり、サポートを受けてきた地域から離れることで、支援が手薄になっている。義務教育から離れる大学ではなおさら、これまでの支援から遠のき、結果的に発達障害学生への支援が遅れる状態を招いているのではないかと。保護者も悩んでいるため、毎日2～3件ほど保護者からの電話が入り、その対応に多くの時間を割くようになったケースがあり、高校卒業後に地域で行き場を失った親子が流れ込んできているという意見があった。

また大学通信課程の場合、無試験で入学するため顔合わせがなく、配慮申告があっても支援窓口がないため学生の変化を見極めることが難しい。年齢幅が広く、60歳以上の受講者の中には認知症の方も在籍し多種多様に支援対象が広がっているとの意見があった。

2. 目に見えない障害の対応について

変化を知る術がない、入学後に障害がわかった、保護者のみが相談に来る、本人の気づきがない、周囲に知られたくないなどの発達障害学生の様々な課題について意見が交わされた。診断はあるが本人が障害に対する理解がなく、どこに困難があるかのプロセスが明らかにされないため留年になってしまったケース、本人が障害を納得していなければ周りに伝えられず孤立を招くケース、家族関係に立ち入らなければならないケースもあり、親との関係においても配慮ある対応が必要となっている。入学後時間が経過した段階で支援の必要性があった場合は、保護者側も知らないか、知られたくない、または支援されることに違和感を持っているため、その対応に苦慮している。支援者は常に味方であるという寄り添いと相談者との距離感が必要であるという意見もあった。個人カルテの内容を可能な範囲で開示することによって、支援のプロセスが確認でき、保護者にも安心感を持たせることができるのではないかと。本人との意志疎通が困難、または保護者が支援相談を拒否するケースがあり、卒業校からの情報をとるべきか悩む意見もあった。いずれの大学も、支援の対象と範囲が本人、家族、出身校（または外部支援機関）へと関わりを広げて連携する必要性を感じながら、それぞれの課題に対応しているということであった。

3. 就労支援について

就労のポイントとなるのは、診断書の有無、手帳の有無、自己理解の有無などであるが、障害の範囲は多岐にわたるため、支援者側の枠組みに合わせてしまわないよう支援方法を知っておく必要があるとの意見があった。また、就労移行支援事業所などを利用して自己理解を深めていくことや、アルバイト経験のない学生に対し学内資源（例えば大学生協内の仕事）を活用していくことも、就労について考える機会を設けることを目的とした支援であるという意見があった。キャリアに行った途端に、コミュニケーションが取れないことが明確になり、障害を認めたくない保護者と本人にどう関わっていけばよいか伝え方が難しいケースでは、本人に自己理解させることを先行させ、自らを主体的にとらえて発言できる学生の姿をその保護者に見せることによって、徐々に共通理解を深めていく方法もあるという意見があった。低年次から就労にむけて意識づけをしていくことが求められ、得意・不得意なことを知り、自分をマネジメントできる力を身につけるための支援が必要という各大学の共通認識があった。

4. 個別対応の有効な支援方法やテクニックについて

話し合いのプロセスが目に見えるようにし、何についてどのように支援の内容を進めているかの認識を統一させることが必要

ではないか。また、支援窓口と保健室がチーム連携していくことで成功するケースもあり、初めての気づきが保健室であることも多く、保健室との連携が非常に大切だという意見があった。何が問題かを共有するためには、身体的精神的な状況を医学的に判断したうえで、その学生が一番相談しやすい窓口を優先させることもある。配慮内容とその書類がどこへ行きわたるのかを本人にも理解させ、障害学生を孤立させないという意識で環境を作っていくことが必要である。また、診断後間もない学生に対しては、自己理解を深める目的として学生同士のピア・サポートにより同意・共感できる空間や居場所を作ることができるし、本人の同意があれば情報を共有していけるのではないか。発達障害を一つの性格ととらえ、枠組みにとらわれずに支援していくことが求められる。大学側（教職員）が学生に、どのようなことを大学生活の中で感じ取ってほしいかを示していくことが重要である。

以上

B. 実務担当者分科会「支援学生の活用（発達障害のある学生支援等）（2）」

本分科会では、各大学における発達障がい学生に関する具体的な実務および各大学の支援制度の現状について、情報交換を行った。各大学が抱える課題点は大きく三点に分けられる。

1 診断のない発達障害学生の支援について

本人の自覚がない発達障がい学生の存在を大学側が認識し、どのように支援するかについて、各大学の取り組みとしては、教育後援会時に三者面談を行い、保護者を含め学生の生活や履修状況、またそれ以外の悩み等を本人と確認しながら、支援が必要であれば学内の支援機関へ誘導するという方法や入学式当日、新入生の保護者を対象とした保護者説明会を開催し、発達障がい学生およびその他の障がい学生に対する支援制度について紹介する大学もあった。

また、最初の授業でアンケートを実施し、授業や教員に対して何かしら不安や悩みごとがあるか確認したうえで、具体的な回答があれば学生へ直接連絡し、ヒアリングするという大学もあり、グレーゾーンと思われる学生には、授業の態度や部局会議からピックアップし、その学生とコミュニケーションが取れ、話しやすい職員が対応しているとのことであった。

2 具体的な支援内容について

支援方法については、当該学生が抱える課題は一人ひとり個人差があるため、一律にこれといった明確なガイドラインを提示することは難しく、現状の具体的支援としては、授業中のテープレコーダー使用の許可や授業の評価について担当教員と相談し、単位修得にかかる手段を変更することや TA を配置する等の事例が挙げられた。

他には「なんでも相談室」を設けて、履修や友人関係などについて相談をしている大学があり、有効であるとの意見があった。

3 今後の対応について

大学における支援制度に関するガイドラインについて、それぞれの大学が共通として抱える課題は、文部科学省が提示する「合理的配慮」を基本としたガイドラインと各大学の支援方針のすり合わせであり、早急に検討する必要があると認識している。そのためには、おおまかな方針を事前に教授会等で提示する大学もある。しかしながら、まだ方針の大枠すらできていないという大学が大半であった。

今後の課題としては、「合理的配慮」に関する規程の施行にあたり、教職員全体に障がい学生の支援制度について十分理解を求め、意見交換する必要がある。

また、意見をもとに方針の構築と学生や保護者への周知にも力を入れる必要がある。

以上

C. 実務担当者分科会「ガイドラインと実務」(1)

本分科会では、教員、職員（学生支援部門、通信教育部、看護師）、障がい学生支援担当者により、ガイドライン制定が実務にどのように影響するか、既にある支援体制への影響やガイドラインを制定する意味等について議論を行った。

1. ガイドラインには何をどこまで記載すべきかについて

ある研修での一意見、“ガイドラインには「できる」部分だけでなく「できない」部分も記載すべき”が紹介された。ネガティブな印象も与えそうだが、記載していない部分は「できる」と誤解する可能性もあるため、ガイドライン、細則、具体例を、何段階かに分けて記載することが現実的ではないか等の意見交換がなされた。募集要項の記載内容や、市が作成するガイドラインとも関連してくるという大学もあった。結果、「できる」部分に近づける努力が大切であり、そもそも何のためにガイドラインを作成するのかという大学の方針によるという結論に至った。

2. 障害学生の要望確認方法、配慮事項の決定方法について

入学試験時、入学直前（保健カード記入時など）、入学式後（保護者ガイダンスで支援センター長などが支援体制の説明）、入学ガイダンス後の申し出、進級面談時など、支援に繋がるには段階もあること、周囲の相談はあるが当事者の自覚がないケースが困難であることを共有した。

配慮事項の決定方法について、関係部署が集まる支援会議で決定（担任や支援担当部署は必須、他はケースによって異なる等）という情報提供があった。情報共有方法については、スタッフ間の信頼関係も役立つが、人に頼りすぎないよう制度化していくことが重要と考えられた。ガイドラインは未設定だが、支援内容に関する説明文書を作成し、面談時に活用している大学もあった。精神障害（発達障害を含む）者の支援は、いわばオーダーメイドであるが、そのこと自体も理解されていない場合があり、FD等の活用だけでなく、理解度・満足度を求めていくことが重要と考えられた。

資格取得を目指すコースの場合、その職業に就くことが困難と思われる障害学生にどのように説明するか、入学時に断るのか等の疑問について、卒業時のディプロマ（到達点）をマニュアル的に当てはめることは望ましくない、無資格で卒業したケースでも周囲がサポートすることで相乗効果があったという経験談がいくつか語られた。ハラスメントになる恐れもあるが、そもそも大学で判断する問題ではなく、本人の将来を閉ざしてしまわぬよう、少なくとも支援担当教職員は“どうすればよいかを一緒に考えることが重要”であり、社会に出るための自立を目指した支援を行うことも重要であると考えられた。

以上

C. 実務担当者分科会「ガイドラインと実務」(2)

本分科会では、2016年4月の障害者差別解消法施行に向けて「対応要領」「ガイドライン」の作成、修学支援の在り方・組織体制について情報交換を行った。

1. 対応要領、ガイドラインの作成

既に作成に取り組んでいる2大学から作成手順や内容について具体的な情報提供があった。私立大学の作成にあたっては文部科学省より公示されている「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(案)」などを参考に各大学で取り組むことになる(国立大学は国大協、AHEAD-JAPANの対応要領案を参考にする)。作成メンバーは障がい学生支援に携わっている教職員ばかりではないため、まずはメンバーが対応指針(対応要領)等の作成によって大学の何を示そうとしているかの共通認識を持つ土台固めが大切との意見が出された。

また、この時期に障がい学生支援担当部署が法施行に向けての研修を行い、法施行を障がい学生の支援と考え方を教職員浸透させていくチャンスと捉えている大学もあった。内容については修学支援の他に就労支援についてのガイドラインを作成予定という例も示された。対応指針(対応要領)でどこまで示すかという議論では、学生や入学希望者が相談前に「してもらえない」という判断にならないように「できる」「できない」を具体的に示さずに学内のガイドライン・規程等で示したほうがいいのかという意見もあった。

2. 組織体制

支援体制は、大学により大きく異なっている。修学支援に加えて生活支援、キャリア支援を一括して行うセンターを設けている大学がある一方で、体制が整っていないために継続的な支援が難しいと感じている大学も複数あった。情報共有はできていても学生のニーズの解決になかなかつながらないケースもある。専門スタッフ・コーディネーターの配置による情報の集約、情報を共有しながら各部署へ役割を分担して解決につなげ体制を確立することが重要であろう。また合理的配慮の評価・アセスメントを行うシステムも必要である。

さらに、学生の卒業・就職を点として捉えずに、入学した学生をどのように出口につなげるかという線で考える重要性や、多様な学生への対応に悩む教職員の相談窓口の必要性など様々な議論が行われた。

以上